



海と太陽と緑のさと 福祉のまち

おびら

2016
10
平成28年

Public Information Obira

No.1052



第37回小平町町民健康マラソン大会

今月の主な内容

- 平成28年度小平町表彰式・小平町町制施行50周年記念式典 2
- 小平町職員給与のあらまし 3
- 保健だより 6
- 暮らし情報 7
- まちのトピックス 8
- 社会教育だより 10
- 姉妹都市東京都小平市からの訪問者 12
- まちの伝言板 13
- 各種情報 16
- 纏(まとい) 18
- 10月のこよみ他 20

おびまるからのお知らせ

10月の納税告知板
国民健康保険税(4期)
の納期限は
10月31日(月)
国民健康保険税(5期)
の納期限は
10月31日(月)です!
納税等はお早めに!



防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合には
役場防災ダイヤル TEL 56-2100

平成28年度小平町表彰式

小平町の自治、経済、教育、文化、社会事業等、町政の振興に寄与された方々を表彰する『平成28年度小平町表彰式』が11月3日、午前9時から文化交流センターにおいて行われます。今年を受賞者は次の方々です。

特別功労者

【自治功労】

横濱 磨 氏(小平)

▼昭和40年4月、小平村(現小平町)に奉職以来、平成6年3月まで町職員として地方自治行政に貢献し、また、平成6年4月から4年間は収入役、さらに平成10年11月からの3期12年間は小平町長として町政の伸展に寄与した功績は誠に多大であります。

【自治功労】

岩倉 晃 氏(大槻)

▼平成7年5月から平成27年4月までの5期20年間に亘り、小平町議会議員として町勢発展に貢献し、この間、平成11年5月には産業厚生常任委員会委員長に就任、また平成15年5月からは小平町議会議長として、平成27年4月までの3期12年間に亘り、町行政の推進に寄与した功績は誠に多大であります。

功労者

【産業功労】

橋村 勉 氏(大槻)

▼平成10年4月から平成14年1月まで旧小平町農業協同組合理事として南るもい農業協同組合の発足などに尽力されました。
また、平成14年2月から平成21年4月まで南るもい農業協同組合理事として経営財務基盤の確立に努められるとともに、平成21年4月には代表理事組合長に選任され、組合組織の運営と農政に積極的に取り組むなど、町の農業振興に貢献した功績は誠に大であります。

功績者

【自治功績】

板垣 良二 氏(達布)

▼昭和55年7月、小平町教育委員会に奉職以来、平成21年3月まで町職員として、また、平成21年4月からは教育長、平成23年1月からは副町長に就任し、地方自治行政に貢献されました。
また、平成27年5月より議会議員として、さらに平成28年3月からは副議長を務めており、町行政に寄与した功績は誠に大であります。

【産業功績】

工藤 正之 氏(広富)

▼昭和59年6月に小平漁業協同組合のマリンバンク推進委員に就任以来、平成5年6月にはマリンバンク推進委員長、平成15年4月に留萌漁業協同組合と合併して誕生した新星マリン漁業協同組合においても、マリンバンク推進委員長を務め、さらに平成19年4月より留萌地区マリンバンク推進委員会会長に就任し、信用事業の発展に貢献した功績は誠に大であります。

小平町町制施行50周年記念式典

小平町町制施行50周年を記念して、次のとおり式典が開催されます。

小平中学校吹奏楽部演奏会、リレハンメルオリンピック複合金メダリストで、町民特別栄誉賞受賞者の阿部雅司氏記念講演会につきましては、一般の方も参加可能ですので、ぜひご来場ください。

と き 平成28年11月3日(木)午前9時00分～

ところ 小平町文化交流センター

次 第

- 9時00分～ 平成28年度小平町表彰式
- 9時45分～ 記念DVD上映
- 10時00分～ 小平中学校吹奏楽部演奏会
- 10時30分～ 阿部雅司氏記念講演会 演題「金メダルへの道のり」
副題 ～つらい時こそ笑顔で～

※時間につきましては変更になる場合がございますので、ご了承ください。

◎問い合わせ先 総務課 ☎0164-56-2111

小平町職員給与のあらまし

小平町職員の給与は、従事する職務と責任に応じ、国や他の地方公共団体の職員あるいは民間企業の従事者の給与や生計費、その他の事情を考慮し、町議会の審議を経て条例により定められています。

また、定員（職員数）も町の財政規模や事務・事業量を考慮し、町議会の審議を経て条例で定められています。

■一般職員の給与

▶人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（27年1月1日）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）前年度の人件費率
26年度	3,394人	4,478,755千円	245,955千円	664,482千円	14.8%	16.2%

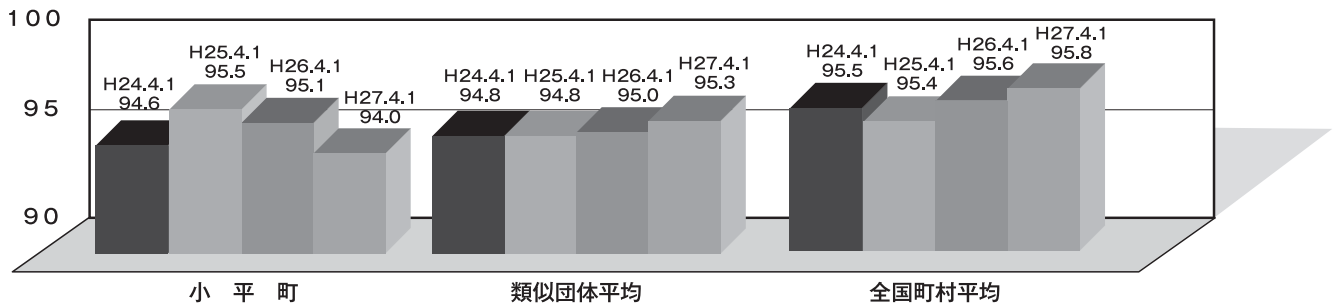
人件費とは、特別職、議員、各種職員、一般職員に支給する給料、報酬、各種手当のほか退職手当、共済費等の使用者負担経費が含まれます。

▶職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
26年度	78人	284,040千円	76,081千円	98,795千円	458,916千円	5,884千円

- （注） 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成26年4月1日現在の人数です。

▶ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

■職員の平均給与月額、初任給等の状況

▶職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小平町	42.5歳	309,200円	406,887円
			352,693円
国	43.5歳	334,283円	408,996円
類似団体	41.3歳	301,497円	352,840円
			330,387円

- （注） 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を合計したものです。このうち、上段はこれらすべての諸手当込のものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

▶職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	小 平 町		国		
	初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料	
一般行政職	大 学 卒	174,200円	186,100円	174,200円	186,100円
	高 校 卒	142,100円	150,500円	142,100円	150,500円
技能労務職	高 校 卒	142,100円	150,500円	142,100円	150,500円
	中 学 卒	—	—	—	—

▶一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	H27年		H26年	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
1 級	定型的な業務を行う職務	9	14.8	6	9.8
2 級	高度の知識又は経験年数を必要とする業務を行う職務	6	9.8	6	9.8
3 級	係長、主査、主任の職務	8	13.1	11	18.1
4 級	1 課長補佐、室長、主任技師、副主幹、次長の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査の職務	25	41.0	26	42.6
5 級	1 課長、主幹、事務局長、園長、支所長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐職の職務	8	13.1	4	6.6
6 級	困難な業務を処理する課長職の職務	5	8.2	8	13.1

- (注) 1 小平町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

▶期末手当・勤勉手当

小 平 町			国		
1人当たり平均支給額(26年度)	1,308千円		1人当たり平均支給額(26年度)	—千円	
(26年度支給割合)	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合)	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4～12%		(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

▶退職手当（平成27年4月1日現在）

小 平 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	制度なし	制度なし	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)	制度なし	制度なし		(2～45%加算)	

▶その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者を欠く第一子 11,000円 配偶者を除く扶養親族 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同 じ	—	15,365千円	264,914円
住居手当	家賃に応じて27,000円を限度として支給	同 じ	—	11,012千円	234,294円
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具を使用する職員に対し、55,000円を限度に支給	異なる	交通用具使用距離5km未満の単価	1,505千円	83,594円
管理職手当	6級課長職 37,300円 5級課長職 35,300円 5級課長補佐職 31,400円 4級課長補佐職 29,500円	異なる	支給単価	8,407千円	382,156円
管理職員特別勤務手当	勤務1回につき6,000円を超えない範囲で支給	異なる	支給単価	0千円	0円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの単価×1.35	同 じ	—	0千円	0円
寒冷地手当	扶養親族のある職員 23,360円 その他の世帯主である職員 13,060円 その他の職員 8,800円	同 じ	—	9,179千円	88,261円

▶特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
		小 平 町	(参考)類似団体における最高/最低額
給料	町 長	714,000円	828,000円 / 435,600円
	副町長	612,000円	667,000円 / 421,500円
報酬	議 長	208,000円	316,000円 / 171,100円
	副議長	176,000円	251,000円 / 119,000円
	議 員	152,000円	230,000円 / 100,000円
期末手当	町 長	(26年度支給割合)	
	副町長	4.10月分	
	議 長	(26年度支給割合)	
	副議長 議 員	4.40月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(支給時期)
	副町長	5.126 × 在職期間 × 714,000円 3.234 × 在職期間 × 612,000円	任期满了等退職時

■職員数の状況

▶部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
一般行政部門	議 会	2	2	0	人員配置の見直しによる減 "
	総 務	19	20	△ 1	
	税 務	2	3	△ 1	
	農林水産	12	12	0	
	商 工	1	1	0	
	土 木	5	5	0	
	民生衛生	9	9	0	
衛 生	6	7	△ 1	退職者不補充による減	
	小 計	56	59	△ 3	
特別行政部門	教 育	22	20	2	新規採用による増
	小 計	22	20	2	
会計部門 公営企業等	水 道	1	1	0	新規採用による増
	下 水	1	1	0	
	そ の 他	26	25	1	
	小 計	28	27	1	
合 計		106 [132]	106 [132]	0	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 [] 内は条例定数の合計です。
 3 地方公共団体定員管理調査報告の数値より。

▶年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	4人	4人	5人	5人	7人	16人	13人	9人	17人	11人	14人	1人	106人

毎年実施の65歳以上インフルエンザ 予防接種公費助成のお知らせ

インフルエンザの流行は、1～3月が中心です。ワクチンの効果が得られるのは、予防接種後2週間～約5か月です。接種を希望される方は、12月中旬までに接種するようにしましょう。



保健 だより

このページに関するお問い合わせは
保健福祉課健康づくり係へ
☎56-2111 内線276・277

対 象	小平町に住所を有し、接種を希望する方で、次の①②に該当する方 ①65歳以上 ②60歳以上65歳未満の方で、一定の心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要な資料の提出が必要です） ※上記以外の方は、町からの助成はありませんので、希望される医療機関に直接ご連絡ください。	
医療機関	町立診療所	留萌市内の医療機関
	●小平診療所	●鬼鹿診療所
	月～金曜日	月・水・木・金曜日
	9時～11時	14時～14時30分
実施期間	平成28年11月1日(火)～12月16日(金)	
助成後接種金額	1,000円（生活保護受給者は無料）	1,500円（生活保護受給者は無料）
申 込 先 (問い合わせ先)	保健福祉課健康づくり係 月～金曜日の8時30分～17時15分 ☎56-2111 FAX56-2110 ※下記の申込み用紙にご記入のうえ、役場又は支所に持参ください。 ※役場本庁舎では、ファックス・電話でのお申し込みも受付けます。	※留萌市内の医療機関をご希望の方は、各医療機関へ直接お申込みください。
そ の 他	《申込み期限》 10月31日(月)まで ※これ以降は、ワクチンの在庫状況に応じ、受け付けます。上記申込み先まで、ご相談ください。	1) 各医療機関に、小平町用の予診票を用意してあります。当日、ご記入ください。 2) 保険証などをご持参ください。 (小平町民であるかの確認に必要です。) ※終了時期は、ワクチンの在庫状況で異なります。各医療機関へご確認ください。

《注意事項》

- * 1 町立診療所へお申込みの方には、予診票等の必要書類を、後日お送りいたします。
- * 2 インフルエンザ予防接種は接種を受ける法律上の義務は無く、自らの意思で接種を希望する方だけに接種を行うものです。
- * 3 町立診療所及び留萌市の医療機関以外で接種する方は「依頼書」が必要です。費用の助成は、償還払いがあり、1,500円（生活保護受給者は全額）を差し引いた額を受け取れます。保健福祉課健康づくり係までご連絡ください。

こどもの予防接種の お知らせ

10月から、予防接種法施行令の一部改正に伴い、B型肺炎の予防接種が「定期接種」として追加されます。対象になる方には個別にお知らせします。
※対象者～平成28年4月1日以降に生まれたお子さん

《65歳以上 インフルエンザ予防接種 申込み用紙》

小平町保健福祉課健康づくり係 行き
ファックス: 56-2110

	住 所	氏名 (ふりがな)	生年月日	電話番号	診療所	備 考
1			(明治・大正・昭和) 年 月 日生		(小平 鬼鹿)	(生活保護 その他)
2			(明治・大正・昭和) 年 月 日生		(小平 鬼鹿)	(生活保護 その他)
3			(明治・大正・昭和) 年 月 日生		(小平 鬼鹿)	(生活保護 その他)

※記入もれがないようにお願いいたします。

受付日 月 日 (受け取った職員が記入)

公営住宅 入居者募集

生活環境課

暮らし情報

このページに関するお問い合わせは生活環境課まで

■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付しお申し込みください。

～添付書類～

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切 10月11日(火)

■その他

- ・希望者が重複した場合は、選考委員会にて入居の可否が決定されます。
- ・入居が決定した場合、**町内在住の所得のある方2名の連帯保証人**（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111
(内線 245・246)

鬼鹿支所 ☎57-1111
達布支所 ☎58-1111

■公営住宅

■第2旭団地(旭町3)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S43建築 (H2改善)	2DK (平屋建)	47.1㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	9,700円～14,400円 近傍同種家賃:25,800円(注)
②S46建築 (H5改善)	3DK (平屋建)	56.3㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	12,700円～19,000円 近傍同種家賃:30,900円(注)
③S44建築 (H3改善)	2LDK (平屋建)	48.5㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	10,300円～15,300円 近傍同種家賃:27,200円(注)
④S43建築 (H2改善)	2LDK (平屋建)	41.3㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	8,600円～12,900円 近傍同種家賃:25,200円(注)
⑤S41建築 (S63改善)	2LDK (平屋建)	41.2㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	8,200円～12,200円 近傍同種家賃:23,800円(注)

■新町団地(新町2)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S54建築	3DK (2階建)	67.4㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	15,700円～23,400円 近傍同種家賃:28,200円(注)
②S55建築	3DK (2階建)	68.8㎡	5戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	16,300円～24,200円 近傍同種家賃:30,500円(注)
③S55建築	3DK (2階建)	68.7㎡	1戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	16,200円～24,200円 近傍同種家賃:30,500円(注)

■高台団地(鬼鹿港町)

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
①S59建築	3LDK (2階建)	67.6㎡	2戸	浴槽・風呂釜は 入居者設置	15,900円～23,700円 近傍同種家賃:36,800円(注)

注) 近傍同種家賃とは、町営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ入居収入基準を超える所得となった世帯が支払うこととなる家賃の上限額です。

- ・入居資格は、現に住宅に困窮し、収入基準月額が原則として15万8千円を超えず、申込者及び同居者が暴力団員でない世帯が対象となっています。(全員が60歳以上の世帯や本人が障がい者または同居者に障がい者や就学前の幼児等がいる場合等は緩和されます)
- ・トイレはすべて水洗化されています。
- ・家賃は家族構成や収入によって変動します。
- ・町税及び町使用料の滞納がある方は、完納の上お申し込み願います。

重要 せん定枝の収集方法のお知らせ!!

収集されたせん定枝は現在「おがくず」に加工され、生ごみ処理施設で水分調整剤として再利用されていますが、葉っぱや、松やになどがついていると「おがくず」加工の障害になりますので、下記のとおり排出していただきますようお願い致します。

■「せん定枝」の収集日(10月)

- ・松、杉、おんこ等の針葉樹、葉っぱや、松やになどがついた枝は出せません。
- ・枝だけのせん定枝、直径5cm未満、長さ1m未満の枝をひもでしばって出してください。

■「草」の収集日(10月)

- ・葉や、松やになどがついたせん定枝は、直径5cm未満、長さ1m未満にして、ひもでしばって出してください。

■その他

- ・葉や、松やになどがついた枝は、30cm以下ならば不燃系埋立ごみ収集日に不燃系ごみ袋に入れて出すことができます。



野良猫にはエサを絶対に与えないでください!



野良猫にエサを与えると、エサを与えた人が野良猫の飼い主とみなされ、適正な飼養義務を課せられる場合があります。

野良猫にエサを与える行為は、野良猫を増やす原因にもつながり、近隣とのトラブルの原因にもなります。

これ以上、かわいそうな野良猫を増やさないためにも、野良猫には絶対にエサを与えないでください。

第40回 小平町産業まつり



また、小平産黒毛和牛のバーベキューを始め、小平産米のすくいどり、地元の農水産物の販売、大抽選会では町の特産品が当たる等が行われ、賑わいを見せました。

好天に恵まれた中、第40回小平町産業まつりが、ゆつたりかん裏多目的広場で開催され、約5千人の来場者が小平の味覚を堪能しました。
まつりは、おびら太鼓麓龍と麓龍ジュニアの演奏で幕を開け、ステージでは姉妹都市である東京都小平市訪問団の皆様から、開催にあたりお祝いの言葉を頂いた他、「小平中学校吹奏楽部による演奏」、「ダンディ坂野お笑いステージ」、「山本リンダ歌謡ショー」等も行われ、会場内では「ピエロのぐつちさん」、「おえかさっこみゆさん」による大道芸が会場を盛り上げました。

8 | 28
小平の魅力
堪能

第40回
小平町産業まつり



まつりのスタートを飾ったおびら太鼓麓龍



行列ができた米のすくいどり



山本リンダさんによる歌謡ショー、ダンディ坂野さんによるお笑いステージ



大勢の来場者でにぎわった会場



会場にはおびまるも登場



防火を呼びかける園児

8月29日に鬼鹿幼年消防クラブによる防火訪問、31日に小平幼年消防クラブによる防火パレードが行われました。
防火訪問では鬼鹿地区の事業所に園児たちが訪問し、また、防火パレードでは小平消防署から小平幼稚園までの間を園児たちが拍子やカスネットなどを鳴らしながら行進し、元気いっぱい「火の用心」を呼びかけました。
また、小平消防署が考案した「消防隊オビレンジャー」や小平町PRキャラクターの「おびまる」も登場し、園児たちと火遊びをしないことを約束しました。

8 | 29・31
防火を誓い
訪問・行進

幼年消防クラブ
防火訪問・防火
パレード



力走を見せる参加者

第37回小平町町民健康マラソン大会が行われました。
おびまる広場を発着点として行われ、町内の小学1年生から一般参加者が1キロ、2キロ、3キロ、5キロのコースで健脚を競いました。
また、今年は何制施行50周年を記念し、リレハンメルオリンピック複合団体金メダリストである阿部雅司さんもゲストとして参加し、参加者とともに併走しました。
出場者は沿道からの声援を受けながら、懸命な力走を見せていました。

9 | 6
健康的な汗
を流しながら

第37回小平町
町民健康マラ
ソン大会



終始にぎわいをみせたふれあい広場inおびら

おにしか更生園・ほっぶすてつぷ主催の「ふれあい広場」が同園前庭で開かれ、多くの地域住民らが来場しました。
会場では、「ほっぶすてつぷ」のパンやハンバーグなどが販売されたほか、小平中学校吹奏楽部による演奏などが会場を盛り上げました。
また、恒例となっている「流しそうめん」も行われ、会場は終始笑顔に包まれました。

9 | 11
地域住民と
ふれあう

ふれあい広場
inおびら2016



検査用の米を抜き取る検査員

今年の新米の初出荷・初検査が、米貯蔵施設で行われました。
この日出荷したのは、山本善輝さん、前崎信広さん、前崎俊昭さん、佐々木壽雄さんの4名で、検査員による水分量やタンパクの数値測定の結果、見事一等米として判定されました。
南るもい農業協同組合の橋村組合長は、「今年好天に恵まれ、発育も良く、この日を迎えることができました。」と話し、一等米の知らせに拍手と歓声で沸く関係者らとともに、幸先のいいスタートを喜びました。

9 | 16
米出荷開始

平成28年
小平産米初出荷

社会教育だより

かわの版

小平町あいさつ運動



あいさつで明るく始める 毎日を

social education news

小平町第6次社会教育
中期計画メインテーマ

ひろげよう 学びの「絆」で しあわせのまち



社会教育の方針「地域をあげて子どもを育てる環境をつくります」「支え合う協働の学びの場をつくります」
「芸術や文化に集う人を育てます」「世代をこえて楽しめる生涯スポーツを振興します」

平成28年度 小平町生涯学習セミナー 小平町PTA連合会研究大会 本気で挑戦する子供に大人はどう応えるか

東日本大震災後、活発化した東北の子供たちの社会活動の支援を通じ、「本気で挑戦する人」を育てたいと校長へと転身した荒井さん。「本気で挑戦する人」の育成を通じ、ふるさと北海道・子供たちをどうしていききたいか、大きな「夢」を語っていただきます。

日時 10月26日(水) 19:00~20:15
場所 文化交流センター 多目的ホール
講師 学校法人札幌慈恵学園 札幌新陽高校校長 荒井 優^{ゆたか}氏

参加無料
一般来場歓迎

《プロフィール》1975年2月28日札幌市生まれ。
1994年に早稲田大学政治経済学部経済学科入学。
2年次に第5回YOSAKOIソーラン祭り実行委員会委員長を務め、全国的なイベントに成長させた。卒業後には㈱リクルートに入社し、2011年7月より公益財団法人東日本大震災復興支援財団の専務理事を兼務し、復興支援活動の責任者となる。
「福島県立ふたば未来学園高等学校」の開校に関わり、新しい教育観を提案し実現するなど東北復興の最前線で活躍してきた。



主催 小平町PTA連合会 共催 小平町教育委員会 問い合わせ 文化交流センター

第45回 小平町民文化祭

小平町民文化祭の芸能発表会の出演者、展示作品の出演者を募集します。希望される方は、10月17日(月)までに文化交流センターへお申込みください。

文化協会表彰式 11月6日(日) 12:30~
芸能発表会 11月6日(日) 13:00~
文化交流センター 多目的ホール
作品展示会 11月6日(日)~10日(木)
全日 9:00~20:00
文化交流センター ロビー・小ホール
問い合わせ 文化交流センター

平成28年度 「第37回小平町音楽の集い」

町内児童・生徒による合唱や合奏を聞きに来ませんか。

日時 10月21日(金) 13:20~
会場 文化交流センター 多目的ホール
主催 小平町教育委員会
後援 小平町教育研究所
主管 「小平町音楽の集い」実行委員会
*入場無料です。

お問い合わせのうえお気軽にお越しください。

キンボール教室参加者募集

キンボール教室を平成28年10月11日から平成29年2月27日までの期間で開催します。初心者の方にも親切・丁寧に指導いたしますので、気軽にご参加ください。

予定日 10月11日(火)・24日(月)
11月14日(月)・28日(月)
12月12日(月)・19日(月)
1月10日(火)・23日(月)
2月13日(月)・27日(月)
*都合により日程を変更することがあります。



キンボールとは?

1m程の大きなボールを使って4人が1チームとなって、3チームが対戦し、ボールを落としたチームが負けの得点を競うゲームです。

時間 18:30~20:30
場所 B & G 海洋センター 体育館
指導者 小平町スポーツ推進委員
問い合わせ 海洋センター

対象者 町内に在住する小学3年生~一般の方
参加料 1教室100円 *用具はこちらで用意します。
申し込み期限 10月7日(金)まで

～ 図書室からのお知らせ ～

◆ 古本をお譲りください

11月6日(日)開催予定の図書まつりにて、家庭で不要になった本など使わなくなった図書を必要な方へお譲りする古本リサイクルを予定しています。

眠っている本の息を吹き返す良い機会になりますので、読まなくなった本がありましたら、どうぞ、文化交流センターまでお持ちください。小説・文庫・新書・コミック・雑誌など…。(百科事典、問題集、汚れや破損のあるもの、10年以上前の古いものはお引き取りできません。)



9月の新着図書を紹介します

ジャンル	書名	著者・出版社	ジャンル	書名	著者・出版社
一般書	小説	危険なビーナス	東野圭吾:著 講談社	建設学	写真でめぐる世界の城 雷鳥社
		アンマーとぼくら	有川浩:著 講談社	伝記	田中角栄100の言葉 -日本人に贈る人生と仕事の心得- 別冊宝島編集部 宝島社
	エッセイ	九十歳。何がめでたい	佐藤愛子:著 小学館		世界で一番貧しい大統領とよばれたホセ・ムヒカ -心を揺さぶるスピーチ- 国際情報研究会:編 ゴマブックス
	詩歌	スポーツ川柳	飯塚書店編集部:編 飯塚書店	北海道史	写真が語る旭川 -明治から平成まで- 北海道新聞社
		ハゲ川柳	ツル多はげます会:編 河出書房新社	動物学	おしりたんてい ふめつせつとうだん (おしりたんていシリーズ) <小学校低学年> トロリ:さくえ ポプラ社
		シルバー川柳 元気百倍編 -笑いあり、しみじみあり-	みやぎシルバーネット:編 河出書房新社		大河力! 世界のUMA未確認生物大百科 天野ミチヒロ:監修 西東社
	川島隆太教授の脳トレ川柳	川島隆太:編 毎日新聞社	河海工学・河川工学	水不足のサバイバル (かがくるBOOK) <小学校中学年～高学年> スイートファクトリー:文 朝日新聞出版	
	スポーツ・体育	強く、潔く。	吉田沙保里:著 KADOKAWA	歴史・日本史	江戸時代のサバイバル (歴史漫画サバイバルシリーズ9) <小学校中学年～高学年> 早川大介:マンガ 朝日新聞出版
	絵画・洋画	写実絵画の新世紀(別冊太陽)	平凡社	絵本	ママのスマホになりたい のぶみ:作 WAVE出版
	育児	うちはおっぺけ (SUKUPARA SELECTION) -3姉妹といっしょ-	松本ぶりっつ:著 竹書房		リンチェはどこ? シブ・ボストマ:作 野坂悦子:訳 ワールドライブラリー
料理	やせぐせがつく野菜の常備菜 -海藻、乾物、大豆製品…“やせ 素材”を組み合わせたストックお かずで毎日、野菜生活	庄司いづみ:著 世界文化社			
	全部レンチン! やせるおかず作 りおき(Lady Bird Shoggakuk an Jitsuyo Series)	柳澤英子:著 小学館			

幼児鑑賞事業「人形劇」

日時 10月13日(木) 10:00～11:00
 会場 文化交流センター 小ホール
 対象 小平・鬼鹿幼稚園、うちの子一番クラブ
 内容 人形劇 『だるまちゃん てんぐちゃん』
 『うぬぼねねずみのチュウ』、
 爆笑会 『ター坊と遊ぼう』
 10月7日(金)までに文化交流センターに申込ください。

社会教育だよりの記事に対する申し込み・問い合わせ先
 文化交流センター (TEL 56-9500 FAX 56-9555) 海洋センター (TEL/FAX 59-1216)

冬の準備はお済ですか？

小平町高齢者事業団では、これから冬に向けて「冬囲い」の作業をお引き受けします。希望される方は、小平町高齢者事業団にお問い合わせください。

■料金

一人当たりの作業金額 一時間 850円

一戸当たりの交通費

(小平市街を除く) 1千200円

※冬囲いの材料については、ご自身で用意願います。

(お申し込み時に、作業人数・日程等の打ち合わせをさせていただきます)

■申込期限 10月24日(月)

◎申し込み・問い合わせ先

小平町高齢者事業団

☎080-8288-2233

会長 外山秀樹 宅

☎56-2006

小平町社会福祉協議会

☎59-1643

▼その他作業についても、お気軽にご相談ください。

特設・臨時行政相談所を開設します

10月17日から10月23日までの一週間は行政相談週間です。行政相談委員は、いつでも地域住民から無料で相談に応じており、相談内容についての秘密は厳守します。

面倒な手続きなどは一切ありません。

小平町では片桐明夫さん(白谷)が総務大臣より行政相談委員として委嘱されており、片桐行政相談委員が相談をお受けします。

また、全国行政相談週間にちなみ17日から22日まで片桐委員宅にて特設相談所、23日は小平町文化交流センターにて臨時行政相談所を開設します。

行政一般に関する苦情の他、どこに相談してよいか分からない、このようにして欲しいなどの要望のある方はぜひご利用ください。

■開設日時・場所

◎特設相談所

10月17日(月)～22日(土)

8時～17時

小平町字白谷

片桐明夫 宅

◎臨時相談所

10月23日(日) 13時～15時

小平町文化交流センター

■相談担当者

小平町担当行政相談委員

片桐 明夫

◎問い合わせ先

◎北海道管区行政評価局

旭川行政評価分室

☎0166-39-1100

◎片桐行政相談委員宅

☎56-2042

◎総務課住民係

(内線211)

町有住宅及び町有地を売却いたします

鬼鹿地区の町有住宅及び町有地を売却いたします。購入をご希望の方は、財政課財政係までお問い合わせください。

○建物のみを購入し、土地は賃貸で借りたい場合など、要望等ございましたら、別途協議させていただきますので、ご相談ください。

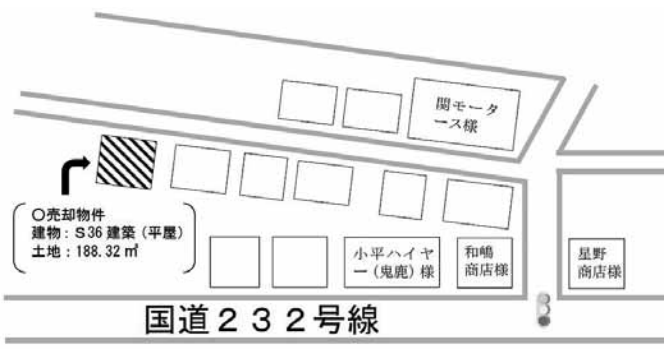
○売買金額につきましては、お問い合わせください。

○10月25日(火)までにお申込みください。

○申込・問い合わせ先

財政課財政係

(内線218・219)



防犯灯のLED化について

小平町防犯協会では、町内会が設置している防犯灯をLED化する工事に対して、助成を行っています。

防犯灯のLED化は、消費電力が少なく電気料金を低く抑えることができること、機器の寿命が長いこと等のメリットがありますので、各町内会におかれましては、積極的に防犯灯のLED化を検討されますようお願いいたします。

■助成する金額
設置費用の2分の1を助成(千円未満切捨)

※予算に限りがありますので、申請多数の場合は、設置数を調整することがあります。

◎問い合わせ先

総務課住民係(内線212)



旭大橋修繕工事に伴う通行規制について

町道旭町2号線と小平薬川との交差点にある旭大橋は、橋梁の老朽化のため、利用者へ危険が及ぶ前に補修工事等を実施します。

工事に伴い、左記の期間中は24時間片側交互通行を予定しています。皆様のご理解ご協力を、よろしく願います。

■通行規制期間

10月5日～10月30日(予定)

※9日と16日は通常通り通行できます。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係

(内線245・246)



**小平町教育委員会
臨時職員を募集します**

教育委員会の各臨時職員を募集します。希望される方は次によりお申込みください。

■雇用要件

・町内在住の健康な方

■申込方法

教育委員会備え付けの申込書に写真を貼付した本人直筆の履歴書を添えて、海洋センターに提出してください。

■申込期限

平成28年10月14日(金)

○望洋台スキー場従業員

【勤務場所】望洋台スキー場

【募集人員・雇用期間】(予定)

・スキー場従業員

6名(日給)

12月中旬～3月中旬

・夜間受付事務員

1名(時給)

1月上旬～3月中旬

勤務内容等詳細についてはお問い合わせください。

◎申し込み・問い合わせ先

社会教育課社会体育係

(海洋センター)
☎59-1216

高齢者グループハウス「はまなす荘」の入居者を募集しています

- *所在地 小平町字鬼鹿港町287番地の1 *募集室数 2室
 - *入居資格 小平町に住所を有する、おおむね65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定申請において、「自立」と判定された、一人暮らしの方及び夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。
 - *使用料等 居室使用料(月額)10,100円
共有室使用料(1人入居の場合)月額2,000円 (2人入居の場合)月額4,000円
※居室における光熱水費(電気料・上下水道料)は、各室ごとの自己負担となります。
 - *その他 お申し込みの先着順にて書類選考の上、入居を決定いたします。
- ◎申し込み・問い合わせ先
保健福祉課福祉係(内線272・273)もしくは、鬼鹿支所(☎57-1111)、達布支所(☎58-1111)

**【平成28年度臨時福祉給付金】と
【年金生活者等支援臨時福祉給付金】(障害・遺族基礎年金受給者向け)
～ただいま申請受付中です～**

- ◇支給対象者及び支給額
- 【臨時福祉給付金】…1人につき3千円
- ・平成28年度の市町村民税(均等割)が課税されていない方(課税者に扶養されている方、生活保護の受給者等を除きます)
 - ・平成28年1月1日時点で小平町の住民基本台帳に登録されている方
- 【年金生活者等支援臨時福祉給付金】(障害・遺族基礎年金受給者向け)…1人につき3万円
- ・平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方(高齢者向け給付金の受給者を除きます)
- ◇申請書類の配布及び申請方法
- 申請書類の配布は、支給対象者と思われる方へ9月下旬に送付しています。
- ・申請期限 平成28年12月26日(月)
 - ・申請先 保健福祉課福祉係・鬼鹿支所・達布支所
 - ・持参する物 申請書・印鑑・振込先通帳の写し(ただし平成27年度臨時福祉給付金の振込先などで変更が無い場合は必要ありません)・本人確認できるもの(免許証、保険証など)
- ◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線272・273)

ゆったりかんバス送迎運行表

10月の無料送迎バス運行日は
3日・10日・17日・31日[月曜日]

鬼鹿方面		臼谷・小平方面		本郷・平和・寧楽方面			
停留所	時刻	停留所	時刻	停留所	時刻	停留所	時刻
鬼鹿小学校前	9:55	臼谷寿の家前	10:35	旧寧楽小学校前	11:10	小平新興団地入口	11:25
鬼鹿郵便局前	9:58	小平商工会前	10:38	平和共栄橋前	11:15	除雪センター前	11:26
ローソン鬼鹿前	10:00	湯田宅車庫前	10:40	富里ライスセンター前	11:16	ゆったりかん着	11:30
第1広富バス停	10:05	小平小学校前	10:42	旧本郷小学校前	11:20		
ゆったりかん着	10:20	ゆったりかん着	10:45				

鬼鹿・臼谷・小平方面お帰り時刻 14:30 本郷・平和・寧楽方面お帰り時刻 15:30

ご厚志ありがとうございました

小平町に対して、次の方々から多大なご厚志が寄せられました。厚くお礼申し上げます。(平成28年2月11日～平成28年9月15日までの一般寄附受領分。順不同、敬称は省略いたします。公表は本人の承諾を受けております。)

- ノース建商(株) 代表取締役 佐藤 功 「社会福祉のため」(3月9日)
- 小平自動車運輸(株) 代表取締役 永井 信行 「地域福祉のため」(3月15日)
- 渡部 敏行 「地域福祉のため」(3月30日)
- (有)酒谷漁業部 代表取締役 酒谷 康司 「公共施設の整備のため」(5月20日)
- 西埜由美子 「町制施行50周年記念事業等のため」(8月8日)

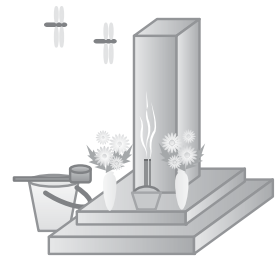
なお、今号より、ふるさと納税をされた方については小平町のホームページにて氏名を公表させていただきますことといたしました。(公表をご承諾いただいた方のみ)

皆様のご厚志に感謝申し上げますとともに、町行政の運営・発展のため、大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

白谷やわらぎ墓地の使用者の募集について

町では、町有新墓地「白谷やわらぎ墓地」の使用者を次のとおり募集しています。

1. 名称 白谷やわらぎ墓地
2. 所在地 小平町字白谷193番1 (現白谷墓地隣接)
3. 区画数 120区画
 - 12㎡タイプ (3m×4m) 41区画
 - 8.1㎡タイプ (2.7m×3m) 79区画
4. 使用料 12㎡タイプ 町内在住者 144,000円 町外在住者 288,000円
8.1㎡タイプ 町内在住者 97,000円 町外在住者 194,000円
5. 募集期間 区画が埋まり次第、取りまとめ終了とします。
6. 使用区画 申出順に使用区画を協議のうえ決定します。
7. 申込先 役場生活環境課環境衛生係 (内線244・246)



エルタックス
eLTAX

道税・町税の申告がネットでできる

エルタックスとは道税の「法人道民税・法人事業税・地方法人特別税」と町税の「個人住民税」「法人町民税」「固定資産税(償却資産)」の申告、一部の届出をインターネットを利用して行えるシステムです。詳しい情報、ご利用届出はホームページをご覧ください。

HPアドレス <http://www.eltax.jp/>
 留萌振興局税務課 ☎0164-42-8417
 小平町財政課税務係 ☎0164-56-2111

※一部ご利用いただけない市町村もあります。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎ 43-7211

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所及び町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎ 43-7211

information 各種情報

献血車ひまわり号が来庁します!! ～献血はみんなのできる助け合い～

◆日時

10月7日(金)

☆鬼鹿公民館前 9:00~10:00

☆おにしか更生園前 10:20~11:20

☆小平町役場前 13:00~14:40

☆南るもい農協前 15:00~16:00

※患者さんの輸血時の副作用を軽減するため、医療機関では400ml献血由来製剤の需要が年々増加していますので、400ml献血に多くの方のご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ先

保健福祉課福祉係(内線273)

自賠責保険・自賠責共済のご案内

「知らなかったでは済まされない!

まさかのための『自賠責』

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成27年の事故発生件数は約54万件、死傷者数は約67万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

◆自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です!

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください!

◎問い合わせ先

北海道運輸局旭川運輸支局 ☎ 0166-51-5272

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も ～北海道最低賃金～

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 786円
効力発生效年月日 平成28年10月1日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局

☎011-709-2311（内3533）

留萌労働基準監督署 ☎0164-42-0463

公証週間のお知らせ

10月1日（土）から10月7日（金）までは公証週間です。公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行なっています。

公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

◆「遺言は公正証書で！」

公正証書遺言は、自筆遺言証書のように裁判所での検認は必要ありませんし、原本は公証役場で保存してありますので、偽造・変造や紛失の心配もありません。

また、公証人が自宅や病院へ出向いて遺言書を作成することもできます。

公証制度の詳細については、公証役場又は法務局にお問い合わせください。

日本公証人連合会のホームページにおいても、公証制度を紹介していますので、ご利用ください。

◎問い合わせ先

○旭川公証人合同役場

旭川市6条通8丁目37番地22

☎0166-23-0098

○名寄公証役場

名寄市西1条南9丁目35

☎01654-3-3131

○旭川地方法務局

旭川市宮前1条3丁目3番15号

☎0166-38-1144

エゾシカ可猟期間中のお願いについて

平成28年度エゾシカ可猟区域の期間は、平成28年10月1日（土）～平成29年3月31日（金）となっています。

国有林への狩猟のための入林手続きの詳細については、下記ホームページをご確認下さい。

国有林では事故が発生することのないように、猟銃事故の防止及び残滓処理の徹底などマナーの遵守にご協力をお願いします。

また、狩猟期間中における国有林への入林は規制していますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

留萌南部森林管理署 ☎42-2515

HP http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/syuryou_sinsei.html

「法の日」週間を迎えて

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

「法の日」週間行事で、法を身近に感じてみませんか？

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、各種の行事を実施しています。

各地の裁判所の行事は、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）や、各地の裁判所の総務課でご案内しています。

ぜひご参加いただき、法や裁判所を身近に感じる機会にしてください。

～旭川地方・家庭裁判所の行事のお知らせ～

10月3日から10月7日の午前10時から午後4時まで、裁判所見学を受け付けます。同期間中は裁判所内でパネル展示も行います。

また、10月3日から10月31日まで（土日祝日除く）、団体やグループ等を対象とした出前講義を行います。講義の内容等の詳細は下記連絡先までお問い合わせください。

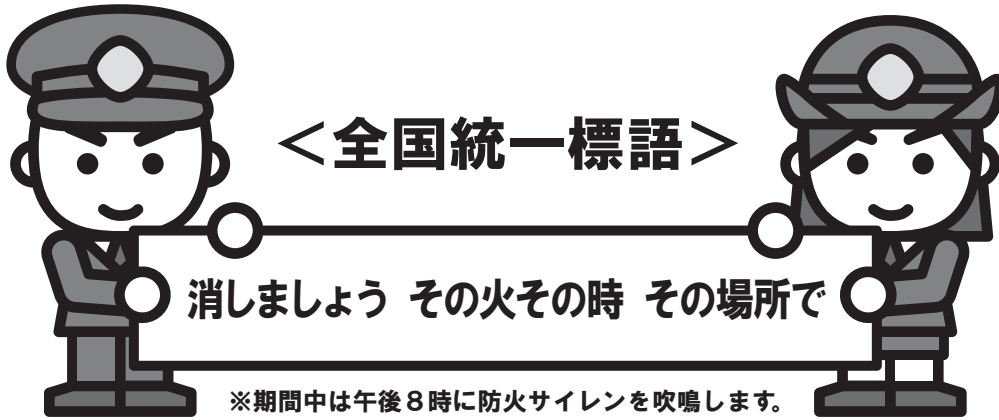
◎問い合わせ・申込先

旭川地方・家庭裁判所総務課文書係

☎0166-51-6255

秋の火災予防運動

平成28年10月15日(土)～31日(月)



※期間中は午後8時に防火サイレンを吹鳴します。



秋の火災予防運動を
実施します

採暖期を迎えるにあたり

これからの季節は気温が下がり、暖房機器を使用する機会がとて多くなります。暖房機器の使用前に整備・点検を行うことをお願いします。

消防署では火災予防運動中、火災防ぎよ訓練や住宅防火巡回広報など様々な活動を通じ、皆様に火災予防への呼びかけを行いますのでご理解とご協力をお願いします。



整備不良や取扱いの不注意などが原因で暖房機器からの火災が多くなる傾向にあります。出火要因としては洗濯物などの可燃物が落下、接触して火災となるものが多く、他にも使用中に燃料を補給し誤って漏らしてしまい出火することもあり、暖房機器の取り扱いには十分注意が必要です。

出火を防ぐポイント

- ① 衣類などの可燃物を周囲に置かない
・ 暖房機器直上での乾燥、カーテンなどの付近での使用は避けましょう。
- ② 制汗剤や整髪料などのスプレー缶を暖房機器周辺に置かない
・ 暖房機器の放射熱により缶の内圧が上昇し破裂する危険があります。
- ③ 外出や就寝する際は必ず火を消す
・ 布団などの可燃物が接触し火災となる恐れがあります。外出時や就寝時は火を消す習慣を付けましょう。

火災以外にも注意すること

石油ストーブなどは不十分な換気により一酸化炭素中毒を引き起こす危険性があります。一酸化炭素は石油やガスの不完全燃焼により起こり、無色・無臭のため気が付きにくく、酸欠状態となり最悪の場合死に至ります。使用する際は換気に十分注意してください。

少年消防クラブ員を募集しています

現在、小平・鬼鹿合わせて50名のクラブ員があり、視察研修など様々な活動を通じて、防火・防災への知識や意識を高めてもらうことを目的に活動を行っています。

なお、クラブ員は、小平は小学校4年生以上、鬼鹿は小学校3年生以上を対象に随時受け付けています。一緒に防火について学んでみませんか？

主な活動

○視察研修・宿泊研修

クラブ員同士の交流や集団生活をする事で団体行動について学ぶ。避難訓練や消火訓練の実施。

○研修訓練

119番通報やロープの結び方の体験、応急手当の訓練などを実施。

○歳末防火行事

防火年賀状の作成や防火餅つき会、町内に火の用心を呼びかける防火パトロールを実施。

消火器を正しく使用

出来ますか？

消火器は私たちの生活の中でよく目にしますが、実際に火災になった場合、皆さんは正しく消火器を使用できるでしょうか。いざという時のために消火器の正しい使い方を身につけましょう。

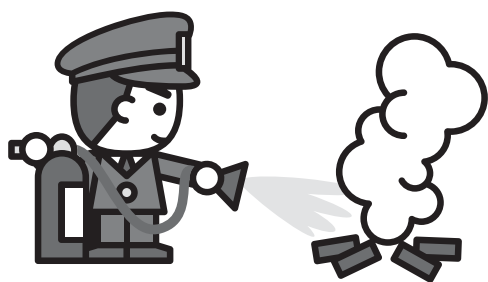
消火器の使い方

- ①安全栓を上引き抜きます。
 - ②ホースを外し、ホースの先端を持って火元に向けます。
 - ③レバーを強く握って放射します。
- ※火元にいきなり近づくのではなくホウキで掃くように徐々に近づきましょう。



注意点

- ・火災を見つけたら大きな声で「火事だ!」と叫び、周りに知らせましょう。
- ・天井付近まで延焼している場合は消火器の適応能力を超えていきますので避難を優先しましょう。



火災から 生命を 守ろう

☆ お問い合わせ先 ☆

留萌消防組合 小平消防署
管理課予防保安係

TEL: 56-2221 FAX: 56-9022

火災に使用した消火器の無償取替え及び

詰替え事業について

平成27年度より一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部の事業で留萌消防署が窓口となり善意により消火器を使用し、初期消火にご協力いただいた方に無償取替え又は消火薬剤の無償詰替えを行っています。

ただし、左記に該当するものは無償取替えなどを行っていません。

(例) 出火原因となる方が所有している
消火器、消防署において不相当と認める消火器

詳しくは留萌消防署予防課予防係までお問い合わせください。

(電話 4212211)

10月のこよみ

◎印は日曜日の救急当番医です

1 (土)	
2 (日)	小平カラオケ愛好会35周年チャリティー特別公演 (文化交流センター 18:30~) 小平中学校学校祭
3 (月)	
4 (火)	
5 (水)	かろやかクラブ「リラックスヨガ」 (文化交流センター 19:00~20:00)
6 (木)	平成28年度第40回スポーツ賞表彰式 (文化交流センター 18:00~)
7 (金)	体育の日スポーツ大会「ゲートボール」 (小平町ゲートボール場 9:00~)
8 (土)	
9 (日)	体育の日スポーツ大会 「ミニバレーボール」(B&G海洋センター 9:00~) 「パークゴルフ」(小平町国際パークゴルフ場 9:00~) 道の駅まつり(おびら鯨番屋 ヤン衆広場 11:00~14:00)
10 (月)	体育の日
11 (火)	健康栄養相談・乳幼児相談 (健康福祉センター 10:00~12:00)
12 (水)	
13 (木)	総合健診(鬼鹿公民館 6:00~9:00) 幼児鑑賞事業「人形劇」(文化交流センター 10:00~11:00)
14 (金)	総合健診(本郷地区集落センター 5:00~6:30、 達布活性化センター 8:30~10:00)
15 (土)	総合健診(文化交流センター 6:00~10:00)
16 (日)	小平小学校学習発表会 鬼鹿小学校学芸会 ◎富山整形外科
17 (月)	
18 (火)	マタニティスクール『生活・安産編』 (留萌市立病院 13:30~15:30) 小平町制施行50周年記念 Maki Ohguro 2016Live-HOP! ★Extra★〜ジモティー&リパティー〜 (文化交流センター 開場18:30 開演19:00) ◆ゆったりかん定休日
19 (水)	
20 (木)	
21 (金)	平成28年度第37回小平町音楽の集い (文化交流センター 13:30~)
22 (土)	
23 (日)	小平幼稚園発表会
24 (月)	
25 (火)	
26 (水)	平成28年度小平町生涯学習セミナー小平町PTA連合会研究大会 (文化交流センター 19:00~20:15)
27 (木)	マタニティスクール『食事編』 (留萌市保健福祉センター はーとふる 10:30~13:00)
28 (金)	
29 (土)	鬼鹿幼稚園発表会 小平高等養護学校学校祭 おびらっ子クラブ「七宝焼き体験」 (文化交流センター 10:00~11:30)
30 (日)	
31 (月)	
1 (火)	
2 (水)	
3 (木)	小平町町制施行50周年記念式典並びに平成28年度小平町表彰式 (文化交流センター 9:00~)
4 (金)	
5 (土)	

平成28年10月号 発行/小平町 編集/企画振興課 印刷/白鷗印刷株式会社

おくやみ

死亡日	氏名	年齢(歳)	住所
9/10	加藤 茂	88	小平町
9/15	田中 ミヨ	94	本郷
9/17	藤原 梅	90	小平町
9/18	若松 眞次	53	小平町
9/21	土佐 カヨ	95	鬼鹿港町

(上記は8月24日~9月23日までの)
届出による住民基本台帳記載分

人のうごき (8月末現在)

世帯数 1,657 世帯 (+ 1)
人口 3,289 人 (+ 5)
男 1,561 人 (+ 2)
女 1,728 人 (+ 3)
() は前月比/外国人住民を含む

広報おびらへのお問い合わせ

企画振興課企画振興係
●ホームページアドレス
www.town.obira.hokkaido.jp/
●Eメール(電子)アドレス
info@town.obira.lg.jp
TEL 0164-56-2111(内線207・208)
FAX 0164-56-2110

町民憲章

元気ではたらき伸びゆく豊
かなまちにしましょう
みんなであい親切であ
たかいまちにしましょう
きまりを守り力をあわせて
明るいまちにしましょう
文化をたかめ心豊かな楽し
いまちにしましょう
海も緑も美しいいな住
みよいまちにしましょう